県内ものづくり中小企業の魅力発信業務委託に係る 提案公募要領

県内ものづくり中小企業の技術人材不足が深刻化しており、その要因として大企業に比べ認知 度が低いことがあげられている。

そのため、県内ものづくり中小企業が持つオンリーワンの技術など特色のある企業の魅力を、 テレビやラジオ、SNS 等、複数の媒体を使って広く情報発信することで、若者や親世代の認知度 の向上を図り、将来、県内ものづくり中小企業で働くことを志望する人材を一人でも多く生み出 すもの。

ついては、当該業務を委託すべき事業者を選定するために、提案公募を実施する。

なお、本事業は令和6年度福岡県当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、事業を中止し、または一部変更して実施することがある。

1 委託業務の概要

(1)委託業務名

県内ものづくり中小企業の魅力発信業務委託

(2)業務仕様

別添「業務委託公募仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

福岡市博多区東公園 7 - 7 福岡県商工部商工政策課技術人材育成室

- (5) 委託上限額 (消費税及び地方消費税含む)
 - 9,900 千円 (予定)

2 企画提案公募参加資格

次の要件が備わっている必要があります。

- (1) 福岡県内に事業所(本社又は支社等)を有していること
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (3) 次のアからカのいずれにも該当しないこと。なお、提案書提出後、契約までの間にアからカのいずれかに該当する事実が判明した時は契約できない場合がある。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該 当する者(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復 権を得ない者)
 - イ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日 13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中である者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)、会社法(平成17年法律第86号)の 規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
 - エ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - オ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない

者

- カ 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 契約時に契約保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供が確実にできること ※契約保証金(又は担保)…契約金額の100分の10以上
 - ※県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する ※福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり、過去2年の間に、本県若しく は本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む)との同種・同規模の 契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書) を提出する場合は、契約保証金を免除する
- (5) 共同体で参加する場合は、下記の要件を全て満たすこと
 - ア 上記要件(1)(3)については、共同体の構成員全員が満たしていること
 - イ 上記要件(4)については、共同体の構成員のうち少なくとも1団体以上が満た していること
 - ウ 必ず代表団体を定めること
 - エ 各構成員は、本募集への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと

3 質問の受付及び回答

(1) 仕様書及び本公募要領に関する質問について

仕様書及び本公募要領に関する質問がある場合は、「質問書」(様式第1号)に必要 事項を記入のうえ、下記により提出すること。提出期限を過ぎた質問は受け付けで きません。また、電話による質問は受け付けできません。

ア 提出期限:令和6年3月19日(火)17時まで

イ 提出先 : 福岡県商工部商工政策課技術人材育成室(福岡県庁行政南棟7階)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話: 092-643-3415 FAX: 092-643-3417

メール: gijyutsujinzai@pref. fukuoka. lg. jp

ウ 提出方法:FAX 又は電子メール (持参でも可)

(2)上記(1)の質問に対する回答について

令和6年3月22日(金)までに、本県提案公募を掲載しているサイトに回答文を掲載します。(質問者名は記載しません)

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答します。

提出は、郵送でも可能ですが(提出期限までを必着)、電子メール(PDF形式)での 提出は必須とします。

(3) 提案公募説明会の実施 実施しないこととします。

天旭 しないこととしより。

4 企画提案書の作成方法等

提案対象となる業務内容について、下記(1)から(3)の事項を記載してください。

- (1) 提案事業者の概要
 - 提案事業者の組織体制、経営状況、事業内容等
 - 業務を受託するにあたってのセールスポイント
 - ・ 国又は地方公共団体の業務受託等実績(特に当該事業に類似した事業のもの)

(2)業務全体の概要

- ・ 業務全体の運営管理、業務実施体制 (スタッフの業務分担、年間スケジュール、進捗状況や目標の管理体制)
- ・ 個人情報保護に関する取組 (個人情報の管理方法、プライバシーマークの取得状況等)
- (3)業務内容の詳細
 - 別添「業務委託公募仕様書」のとおり
- (4) 契約金額
 - ・ 契約金額については、提出された提案書の評価を行い、業務実施候補者を選定した後、候補者に対し、改めて見積書提出の依頼を行い決定します。
- (5) 提案書の様式
 - ・ 提案書の用紙は、A4版片面印刷で作成してください。ただし、図表等の表現の 都合上、一部用紙サイズを変更することは差し支えません。
 - ・ 表紙には、「県内ものづくり中小企業の魅力発信業務提案書」と記載し、提出年月 日、会社名(団体名)を記載してください。
 - ・ 企画提案書は簡潔かつ明瞭に記載してください。
 - ・ 文字の大きさは、10.5ポイント以上とします。(表題、図表を除く)
- (6) 提出部数
 - · 提出部数:10部
- (7) 提案書の提出期限及び提出方法
 - ア提出先

上記3(1)イの場所

イ 提出期限

令和6年3月26日(火)17時(必着)

ウ 提出方法

持参又は郵送による

エ その他

県で定めた「会社概要」(様式2)、「企画提案公募参加申込書」(様式3)、「参加資格申出書」(様式4)を記入し、各1部を同封すること

- (8) その他
 - ・ 提出された企画提案書等は委託先の選定のみに使用します。
 - ・ 提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案事業者 の負担とします。
 - ・ 本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出 した提案書は無効とします。
 - 提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却いたしません。
 - ・ 提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例にもとづき、原則として 開示します。
- (9) 辞退について

企画提案書提出後に、参加を辞退するときは、「参加辞退届(様式第5号)」を 郵送または持参により提出すること。

5 書面審査の実施

本事業の企画提案事業者が多数の場合は、提案評価委員会事務局(商工政策課技術人材育成室)において、下記6の審査基準により、原則として、企画提案書の書面審査を行い、高い評価点を得た提案事業者を業務実施予定者として選定します。

6 審査基準

審査は下表に示す評価項目により採点し、委員会委員の合計点数が最も高い提案事業者を業務実施予定者とします。合計点数が同点となった場合は、委員会の協議により選定します。なお、満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しません。また、提案事業者が1事業者の場合、合計点数が最低基準点を超えたときは業務実施予定者として選定します。

| 評価対象項目 | 配点 |
|--|-------|
| 1 業務体制・スケジュール(応募要領4(2)) | |
| ・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされているか。 | 10 点 |
| また、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。 | |
| 2 広報媒体や番組等(仕様書4 (1)) | |
| ・使用する広報媒体や番組等は効果的なものとなっているか。 | 25 点 |
| | |
| 3 番組の企画(仕様書4(2)) | |
| 「県内ものづくり中小企業」のフォーカスの仕方を工夫しているか。 | 35 点 |
| 「県内ものづくり中小企業で働きたい」という気持ちを引き出せているか。 | 30 点 |
| ターゲットに訴求できるものとなっているか。 | |
| 4 プロモーション(仕様書4(3)) | |
| ・ターゲットに対し、興味関心を喚起できる効果的なものとなっているか。 | 10 点 |
| | |
| 5 独自提案事項(仕様書4(4)) | |
| ・独自提案について、効果が見込める有効な提案となっているか。 | 10 点 |
| | |
| 6 見積価格の効率性(仕様書4(5)) | 10 点 |
| 経費の内訳が効率的な見積もりとなっているか。 | 口品 |
| 合計 | 100 点 |

7 委託契約について

- (1)選定委員会で選定された事業者を委託事業候補者として、契約協議を行います。 なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とします。
- (2) 委託契約にあたっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様を決定します。
- (3) 委託契約にあたっては、「当初委託契約額(消費税込)」の100分の10以上の金額を契約保証金として、県に納めていただきます。

なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に 全額返還します。

また、地方自治体を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合 や、福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり過去2年以内に地方公共団体と 同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合があります。

(4) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費(人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、 印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等)を含むものとし、原則として領収書等で確認 できるものを対象とします。

ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外です。

8 問い合わせ先

福岡県商工部商工政策課技術人材育成室

担 当:高田

電 話:092-643-3415 FAX:092-643-3417

メール: gijyutsujinzai@pref. fukuoka. lg. jp